



要確認！

危険物の保管はしっかりと

外保管のドラムや倉庫内での溶剤保管量は大丈夫ですか？



危険物を指定数量の1/5以上保管しているなら

危険物倉庫の設置検討を！



ご紹介するユニット型の少量危険物保管庫ラインナップ



レンタルで検討もOK!

少量危険物倉庫
チラシ



少量危険物倉庫
紹介動画



ちょっと豆知識

※倍数とは...各危険物の指定数量を「1」とする基準値

※指定数量とは...危険物の危険性及び性状に応じて定められた数量

特殊引火物	二酸化炭素・ジエチルエーテル・アセトアルデヒド・硫化プロピレンなど	50
第一石油類	非水溶性液体 ガソリン・ベンゼン・トルエンなど	200
	水溶性液体 アセトン・ピリジンなど	400
アルコール類	メタノール・エタノール・n-プロピルアルコール・イソプロピルアルコールなど	400
第二石油類	非水溶性液体 灯油・軽油・キシレンなど	1000
	水溶性液体 酢酸など	2000
第三石油類	非水溶性液体 重油・クレオソート油・ニトロベンゼンなど	2000
	水溶性液体 グリセリン・エチレングリコールなど	4000
第四石油類	ギヤー油・シリンダ油など	6000
動植物油類	ヤシ油・アマニ油など	10000

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を「少量危険物」といいます。

「少量危険物」の取扱いについては、各市区町村の火災予防条例により少量危険物 貯蔵取扱所として規制され、消防署長への届出や事故防止に必要な措置を講ずることなどが義務付けられています。なお、指定数量以上の貯蔵、取扱にあたっては、消防法により各市区町村長の許可が必要となります。

例：IPAを16L/缶とすると

400Lが1倍⇒1/5で80L=5缶



各種危険物取扱者の資格取得も推奨いたします

株式会社 リンパイ

TAS活動とはビジネス活動ができるこの環境は安全があってこそと考え社員、お客様、取引先様全ての安全をご提案する活動です。



福島支店 024-545-3511
郡山支店 024-945-3434
いわき支店 0246-36-5161

会津営業所0242-37-1305
白河営業所0248-21-7640
相双営業所0244-26-3866



メルマガ登録受付中！



お問い合わせは、お近くのリンパイへ